

# 奈良県立医科大学医学部学生支援委員会規程

平成27年4月1日 制定  
最終改正 平成28年4月1日

## (設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部に学生支援委員会を置く。

## (目的等)

第2条 学生支援委員会は、医学部全体における学生の修学、生活、経済面等に関する事項（以下「学生支援事項」という。）を協議するものとする。

## (組織)

第3条 学生支援委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 教育開発センター専任教授
  - 二 看護学科専任教授 1名
  - 三 教養教育部門専任教員、医学科専任教員及び看護学科専任教員 数名
- 2 学生支援委員会に委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は学長が指名を行い、副委員長は学生支援委員の中から委員長が指名するものとする。

## (会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

## (任命)

第5条 第3条第1項第2号及び第3号の委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が任命する。

- 2 学長は、委員に欠員が生じた場合は、前項の規定にもとづき、すみやかに委員を補充しなければならない。

## (任期)

第6条 第3条第1項第3号の委員の任期は2年とする。

- 2 前条第2項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (庶務)

第7条 学生支援委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生支援委員会の運営等に関し、必要な事項は学長が定める。

### 附則（平成27年6月4日）

この規程は、平成27年6月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

### 附則（平成28年3月31日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。